

生活福祉調整課

港区住民税非課税世帯等生活支援給付金の追加支給について

区は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」といいます。）」を活用し、港区住民税非課税世帯等生活支援給付金（以下「生活支援給付金」といいます。）を追加支給します。

1 事業概要

(1) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への支給

ア 給付対象

住民税非課税世帯向けの生活支援給付金(7万円給付)の対象ではなく、令和5年度住民税所得割が課されていないもののみで構成された世帯

イ 給付額

1世帯当たり10万円

ウ 対象世帯数(想定)

1,549世帯

(2) 18歳以下の子どもに対する追加支給

ア 給付対象

令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち18歳以下の世帯員を含む世帯

イ 給付額

18歳以下の世帯員1人当たり5万円

ウ 対象者数(想定)

4,149人

2 事業規模

426,737千円(地方創生臨時交付金を充当)

3 給付方法

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯については、区から確認書を送付し、返送を受けた上で、指定口座に振り込みます。世帯内に18歳以下の世帯員を含む場合は、給付額を加算した確認書を送付します。

令和5年度住民税非課税世帯で、世帯内に18歳以下の世帯員を含む世帯については、区から支給通知書を送付し、振込口座の変更若しくは辞退がなければ生活支援給付金(7万円給付)を受給した口座に振り込みます。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月	令和6年第1回港区議会定例会(補正予算案の提出)
2月下旬	区ホームページ掲載
3月1日	広報みなと掲載
3月上旬	支給通知書及び確認書送付
3月下旬	給付金振込開始
5月31日	確認書受付期限